

小田原バスケットボール協会一般規約

第一章 総則

第1条（名称）

この会は、小田原バスケットボール協会一般（以下、本会という）と称する。

第2条（帰属）

本会は、小田原バスケットボール協会の趣旨目的に賛同し、その加盟団体となる。

第3条（目的）

本会は、バスケットボールの普及・振興を図るとともに、競技会の開催により登録チーム相互の競技力向上を目的とする。

第二章 事業

第4条（事業）

本会は前条の目的を果たすため、次の事業を行う。

- 1 本会の主催する大会の開催
- 2 審判員の養成
- 3 小田原バスケットボール協会及び加盟団体との協力及び連携
- 4 その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第5条（年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第三章 組織及び登録

第6条（組織）

本会は、小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡において結成されたチーム及び本会の趣旨目的に賛同したものを以って組織する。

第7条（登録）

本会の目的に賛同し加盟を希望するチーム及び個人は、本会に登録しなければならない。登録に関し必要な事項は別に定める。

第四章 役員及び委員会

第8条（委員会）

本会に次の委員会をおき、主に以下の活動を執り行う。

- 1 総務委員会 登録関係作業、会議運営、会計
- 2 競技委員会 各大会開催に関わる作業、競技規則の作成
- 3 審判委員会 審判技術向上に関わる作業、健康維持・けが防止の推進

第9条（役員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 総務委員長・副委員長 各1名
- 4 競技委員長・副委員長 各1名
- 5 審判委員長・副委員長 各1名

第10条（会長）

会長は、代表者会議の承認により就任する。会長は本会を総理し代表する。

第11条（副会長）

副会長は、代表者会議の承認により就任する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時ときは、会長の職務を代行する。

第12条（委員長及び副委員長）

総務、競技及び審判委員会の委員長・副委員長は、各委員会委員の中から互選し会長が任命する。委員長は所属する委員会の会務を掌理し、その責任者となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、委員長の職務を代行する。

第13条（各チームの代表者）

各チームの代表者は、総務・競技・審判のいずれかの委員会に所属しなければならない。

第14条（役員の任期）

会長、副会長及び各委員会の委員長・副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた時は、直ちに補充し、その任期は前任者の残りの期間とする。

第五章 会議

第15条（役員会）

役員会は、会長、副会長及び各委員会の委員長・副委員長により構成され、会長が召集する。役員会は、本会の重要事項を検討・協議する。

なお、代表者会議を開催する時間が無い場合は、役員会の決定を本会の意志とする。

第16条（代表者会議）

代表者会議は、会長、副会長、各委員会の委員長・副委員長及びチームの代表者により構成され、会長が召集する。

代表者会議は、登録チームの2／3以上の出席で有効となり、審議事項は出席者の過半数により議決する。

第六章 会計

第17条（経費）

本会の運営は大会参加料、その他収入をもってこれに充てる。

第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第19条（登録料及び大会参加料）

本会に加盟しているチームは、毎年所定の登録料を納入しなければならない。また、各大会に参加しようとするチームは、各大会所定の大会参加料を納入しなければならない。

登録料、大会参加料の規定は別に定める。

第七章 その他

第20条（見舞金）

下記に該当する場合は、当事者（又は当事者が在籍するチーム代表者）から年度内に申請をすることにより、見舞金の支給を行う。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 試合中に入院を伴う怪我をした場合 | 5,000円 |
| 2 登録選手が死亡した場合 | 10,000円 |

第21条（罰則）

本会の運営を著しく乱した（試合中の態度、会議等の無断欠席）チームは、始末書を提出し、始末書を3回提出したチームは、罰則を与える。

罰則の規程は別に定める。

第八章 付則

第22条（規約改正）

この規約は、代表者会議の議決を経なければ改正できない。

第23条（細則）

この規約を実行するために必要な細則は、別に定めることができる。

この規約は、平成15年4月1日から有効となる。

平成17年3月22日 一部改定